

新潟県社会人サッカー連盟運営要綱新旧対照表 240401

新	旧
<p>(目的及び運用)</p> <p>第1条 この運営要綱は、新潟県社会人サッカー連盟(以下「連盟」という)規約の施行に関し、必要な次項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">・ ・</p> <p>(8)新潟県社会人サッカー連盟審判要則</p> <p>(チーム帯同審判員)</p> <p>第4条 帯同審判員制で大会運営を行うことができる。</p> <p>2 帯同審判員の詳細は、別に定める『新潟県社会人サッカー連盟審判要則』による。</p> <p>(規律)</p> <p>第5条 連盟総会は、本連盟に加盟しているチームに対し『新潟県社会人サッカー連盟規約(以下「規約」という)』及びそれに付帯する各『要綱』・『要則』を、遵守すべく指導しなければならない。</p> <p>2 連盟に加盟しているチームは、その登録選手に対し『規約』及びそれに付帯する各『要綱』・『要則』を、遵守すべく指導しなければならない。</p> <p>3 連盟は、規約の不履行があった場合は、罰則を科すことができる。</p> <p>4 罰則については、連盟内に留めるものとするが、不履行の内容によっては、一般社団法人新潟県サッカー協会に処分を委ねることができる。</p> <p>5 規約の不履行があった場合は、規律部が調査し、理事会で審議し裁定を下す。</p> <p>(罰則)</p>	<p>(目的及び運用)</p> <p>第1条 この運営要綱は、新潟県社会人サッカー連盟(以下「連盟」という)規約の施行に関し、必要な次項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">・ ・</p> <p>(8)新潟県社会人サッカー連盟審判要則 <del>(9)新潟県社会人サッカー連盟大会運営役員要則</del> <del>(10)新潟県社会人サッカー連盟個人情報管理要則</del></p> <p>(チーム帯同審判員)</p> <p>第4条 <del>大会によっては</del>、帯同審判員制で運営を行うことができる。</p> <p>2 帯同審判員の詳細は、別に定める『新潟県社会人サッカー連盟審判要則』による。</p> <p>(規律)</p> <p>第5条 <del>本連盟理事</del>総会は、本連盟に加盟しているチームに対し『新潟県社会人サッカー連盟規約』及びそれに付帯する各『要綱』・『要則』を、遵守すべく指導しなければならない。</p> <p>2 <del>本連盟</del>に加盟しているチームは、その登録選手に対し『規約』及びそれに付帯する各『要綱』・『要則』を、遵守すべく指導しなければならない。</p> <p>3 <del>本連盟</del>は、規約の不履行があった場合は、罰則を科すことができる。</p> <p>4 罰則については、<del>本連盟</del>内に留めるものとするが、不履行の内容によっては、一般社団法人新潟県サッカー協会に処分を委ねることができる。</p> <p>5 規約の不履行があった場合は、規律<del>フェアプレー</del>部が調査し、理事会で審議し裁定を下す。</p> <p>(罰則)</p>

第6条 連盟主催の試合で棄権又は没収試合となった場合は、規律・フェアプレー部が調査し、理事会で審議し裁定を下す。

2 定められた連盟加盟費は、別に定めた期日までに納入しなければならない。期日までに納入が無い場合は、連盟が主催する各大会に出場できない場合がある。

3 連盟の品位を著しく低下させた者は、規律部が調査し、理事会で審議し裁定を下す。

4 各大会で規定されている罰則について適用があった場合は、規律部で調査し、理事会で審議し裁定を下す。

(個人情報の管理)

第9条 本連盟は、個人情報は個人情報保護法に基づき、別に定める『新潟県社会人サッカー連盟個人情報管理要則』により管理する。

(事務局)

第10条 連盟は、連盟内及び連盟外との連絡を密にする為に、事務局を設置することができる。

(その他)

第11条 連盟は、本要綱に基づき要則を定めることができる。

附則

本要綱は、昭和63年 4月 1日より施行する。

平成 元年 4月 改正

平成 5年 4月 改正

平成10年 4月 改正

平成18年 3月26日 改正

平成26年 4月 1日 改正

令和 6年 4月 1日 改正

第6条 本連盟主催の試合で棄権又は没収試合となった場合は、規律・フェアプレー部が調査し、理事会で審議し裁定を下す。

2 定められた本連盟加盟費は、別に定めた期日までに納入しなければならない。期日までに納入が無い場合は、本連盟が主催する各大会に出場できない場合がある。

3 本連盟の品位を著しく低下させた者は、規律・フェアプレー部が調査し、理事会で審議し裁定を下す。

4 各大会で規定されている罰則について適用があった場合は、規律・フェアプレー部で調査し、理事会で審議し裁定を下す。

(個人情報の管理)

第9条 本連盟は、個人情報は個人情報保護法に基づき、別に定める『新潟県社会人サッカー連盟個人情報管理要則』により管理する。

(事務局)

第10条 本連盟は、県連盟内及び県連盟外との連絡を密にする為に、事務局を設置することができる。

(その他)

第11条 本連盟は、本要綱に基づき要則を定めることができる。

附則

本要綱は、昭和63年 4月 1日より施行する。

平成 元年 4月 改正

平成 5年 4月 改正

平成10年 4月 改正

平成18年 3月26日 改正

平成26年 4月 1日 改正